

Wealth Management Workstation

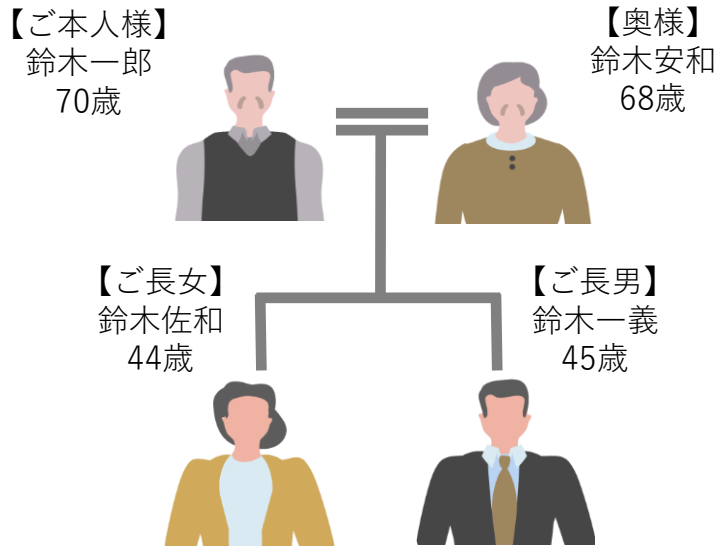
～ ケーススタディ ～
(鈴木一郎氏の場合)
自社株の相続税対策
及び代償分割による争続対策

ケーススタディの概要 < 鈴木家の場合 >

< ケーススタディ概要 >

- 鈴木一郎氏（仮名）は、70歳、非上場の非鉄金属商社である株式会社鈴木商事の会長である。オーナーであるが、経営を後継者である長男にまかせ、自分は日々の経営から離れつつある。自社株式をはじめ多くの資産を保有している。
- 家族構成は、妻68歳で、2人の子供をもうけている。
- 金融資産2,000万円、非鉄金属商社株式7,000万円、不動産10,000万円を保有している状況である。

< ご家族情報 >



< 保有資産 >

種類	名前	金額
金融資産	預貯金	1,000万円
	その他国内株式等	1,000万円
非上場株式	鈴木商事株式*1	7,000万円
不動産	(自宅) 土地*2	6,000万円
	(自宅) 家屋*3	2,000万円
	(賃貸) 土地*4	1,000万円
	(賃貸) 家屋*5	1,000万円

*1 自社株は相続税法財産評価基本通達に基づく評価

*2 自宅土地は小規模宅地の特例を適用した相続税評価額

*3 家屋は固定資産税評価額

*4 賃貸土地は貸家建付地としての相続税評価額

*5 賃貸用家屋は固定資産税評価額から借家権割合を減額して評価

<問題点とニーズ>

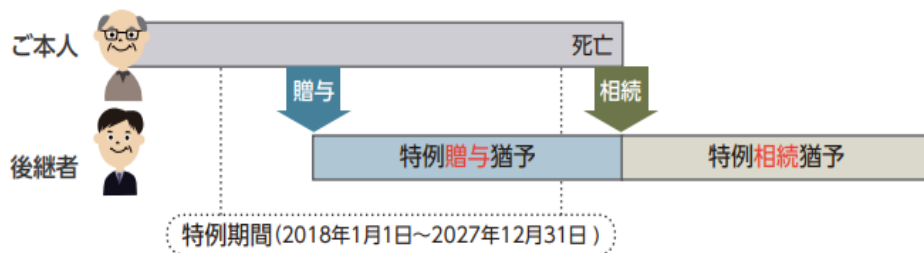
- 鈴木一郎氏は非上場の株式会社鈴木商事の会長であり自社株式を保有している。幸い経営は比較的順調であり毎期利益が出ている。その影響もあり自社株式の相続税評価額が高くなっているため、将来多額の相続税がかかることが予想される。
- 鈴木商事は長男が引き継ぐため、自社株式の全部を長男が相続することになる。その場合、長女が相続する資産の金額が長男に比して少なくなってしまう。

従って、以下の①②の対策を行うことにした。

<対策>

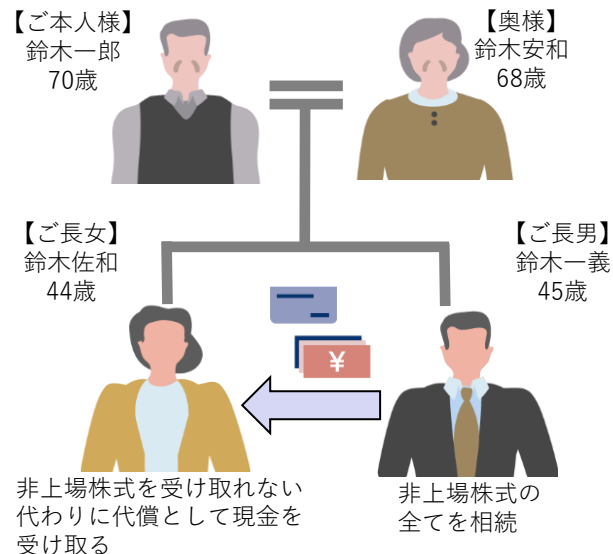
① 特例事業承継税制による相続税対策

特例期間(2018年1月1日~2027年12月31日)に贈与・相続があれば、特例の対象となる。



特例事業承継税制とは、後継者が会社の事業を継続させていくことを要件とし、相続税(又は贈与税)の納税を猶予(または免除)させる制度です。

② 代償分割による相続トラブル対策



対策① < 特例事業承継税制による相続税対策 >

- 特例事業承継税制とは、一定の要件を満たしたうえで先代から事業の承継を受けた後継者が、将来的に、次の後継者に事業を承継させることができた場合には、本来支払うはずだった相続税(もしくは贈与税)を全額免除してくれる特例です。
- 2009年度の税制改正により事業承継税制(一般措置)が創設されました。しかしながら、全額が納税猶予になるわけではなく、20%課税や、5年間従業員の8割以上を雇用し続けることなどが要件となっていたため、あまり使われることのない制度でした。そういった中で2018年度の税制改正で、下記表の適用要件を緩和した「特例措置」が創設されました。詳細は、経済産業省や中小企業庁のホームページをご参照ください。



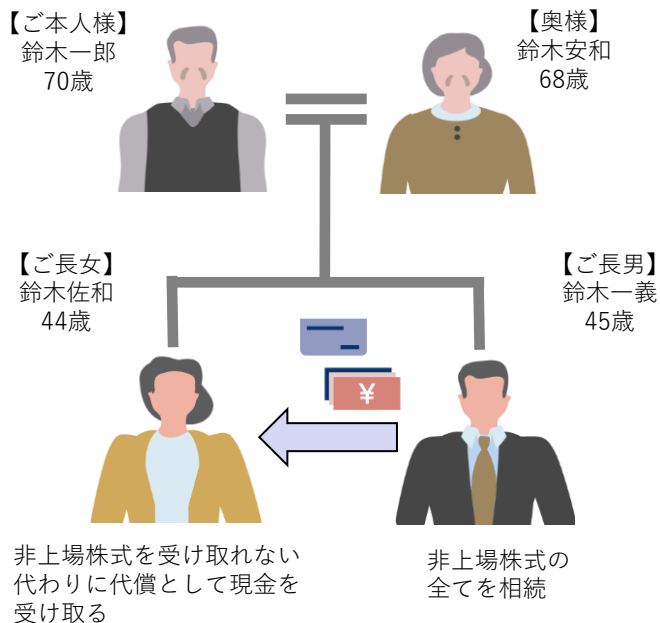
○ 平成30年度税制改正では、この事業承継税制について、これまでの措置(以下「一般措置」といいます。)に加え、**10年間の措置**として、**納税猶予の対象となる非上場株式等の制限(総株式数の最大3分の2まで)の撤廃**や、**納税猶予割合の引上げ(80%から100%)**等がされた**特例措置**(以下「特例措置」といいます。)が創設されました。

手続きや要件は複雑だが、非上場株式に係る相続税の100%を納税猶予(又は免除)できる!!

	特例措置	一般措置
事前の計画策定	5年以内の特例承継計画の提出 〔2018年4月1日から2023年3月31日まで〕	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 〔2018年1月1日から2027年12月31日まで〕	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与：100% 相続：80%
承継パターン	複数の株主から 最大3人 の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
経営環境変化に対応した免除	あり	なし
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から 20歳以上の者 への贈与	60歳以上の者から20歳以上の推定相続人・孫への贈与

対策② <代償分割による相続トラブル対策>

- 相続財産が不動産や非上場株式など何人かの相続人で分割することが難しい財産の場合、ある一人の相続人がその相続財産の全てを相続することにより、相続トラブルが発生することが多々あります。そのような場合に代償分割という方法で他の相続人に対して遺産分割を行うケースがあります。
- 代償分割とは、相続人のひとりもしくは数名が法定相続分よりも多く遺産を相続し、残りの相続人に差額分を現金などで代償するという方法です。
- しかしながら代償分割を行う場合には、代償を支払う相続人にある程度の資金が無いと難しくなりますので、代償分割の原資があるかどうかの確認は必要となります。代償分割資金の原資として、一般的に生命保険等が活用されます。



遺産分割	配偶者	長男	長女
預金	10百万		
株式			10百万
自社株		70百万	
自宅	80百万		
賃貸不動産			20百万
合計	90百万	70百万	30百万

代償分割を行うことにより、長男と長女の遺産相続金額が同額となり、トラブルが発生しない！

代償分割	-20百万	20百万
合計	50百万	50百万

WMWによる相続税額分析 <現状>

<現状分析>

ご家族の状況

鈴木 一郎	20210407	昭和26年1月1日	70歳	男性	鈴木 佐和	昭和52年1月1日	44歳	女性
鈴木 安和		昭和28年1月1日	69歳	女性				
鈴木 一義		昭和51年1月1日	45歳	男性				

相続発生時期	一次 1年後	二次 5年後
--------	--------	--------

ファイナンシャルゴール

お客様からご回答いただいた財産に係わる目標、ご希望は以下のとおりです。

- ★ 投資戦略を立てながら金融資産を積立て成長させたい。
- ★ 相続税の納税原資を確保したい。
- ★ 相続税の課税価格を軽減して納税額を軽減したい。
- ★ 不動産による運用管理を充実させたい。

家計貸借対照表(現状分析) - 資産負債の全体像の把握 -

まず、現在お客様、ご家族が保有されているすべての資産と負債を時価で評価して、可視化し、その全体像を把握しましょう。家計貸借対照表を作成することにより、見えざる負債である一次、二次相続未払金が試算され、将来の納税に対し、準備が必要であることを確認しましょう。



将来の相続税の納税が家族全体の金融資産から見て可能か否かを分析します

もし今一次相続、二次相続が発生したら預貯金、有価証券、死亡保険金、退職慰労金で相続税が納付可能であることがわかります。

流動比率	104 %	相続税の割合	10.0 %
------	-------	--------	--------

※一次相続税未払額は今一次相続が発生するとすれば、納付することになる相続税の納付予額です。
 ※二次相続税未払額は今一次相続が発生し、その後二次相続が発生し、法定相続割合で相続する場合の納付予額です。
 ※流動比率(%) ... (預貯金+有価証券+生命保険、年金保険(死亡保険金)+退職慰労金) / (一次相続税未払額+二次相続税未払額+葬儀費用+短期借入金) × 100
 ※相続の割合(%) ... (一次相続税未払額+二次相続税未払額) / 総資産額 × 100

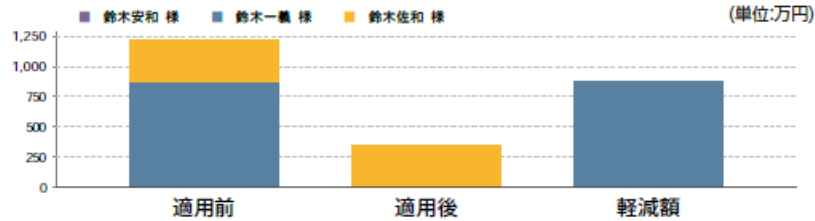
WEALTH MANAGEMENT WORKSTATION (以下、「WMW」)にて、現状の保有資産等の情報を入力することにより、概算相続税額、納税原資の不足額の見える化を行います。
 もし今一次相続、二次相続が発生した場合の相続税額にかかる概算額が左記表の通りである。

	現状	概算金額
一次相続税額		1,289万円
二次相続税額		620万円
Total		1,909万円

< 対策による効果のまとめ >

7 事業承継税制を適用した場合の税額軽減効果

▶ 相続税の税額軽減効果



	鈴木安和様	鈴木一義様	鈴木佐和様		合計
適用前	0	875	350		1,225
適用後	0	0	350		350
軽減額	0	875	0		875

合計は、1,225万円から350万円に71%軽減します。
鈴木一義様は、875万円から0万円に100%軽減します。

8 遺留分のチェック

相続財産	18,400万円					※小規模宅地等の特例は、適用しない金額。 ※死亡保険金、死亡給付金、退職金は除く。
相続人	遺留分	遺留分金額	現状	適用後	判定	
鈴木安和様	1/4	4,600	8,600	8,600	○	
鈴木一義様	1/8	2,300	7,000	7,000	○	
鈴木佐和様	1/8	2,300	2,800	2,800	○	

遺産分が侵害されている相続人はいません。

WMWにて、特例事業承継税制の対策を入力することにより、対策後の概算相続税額の見える化を行います。

対策を講じた結果、
約900万円の相続税額の
圧縮に成功！！

	現状	対策後	差額
一次相続税額	1,289万円	414万円	875万円
二次相続税額	620万円	620万円	0万円
Total	1,909万円	1,034万円	875万円

※経済産業省HP 令和3年度税制改正要望書

※中小企業庁HP 経営承継円滑化法 申請マニュアル
相続税、贈与税の納税猶予制度の特例 令和3年2月改訂版